

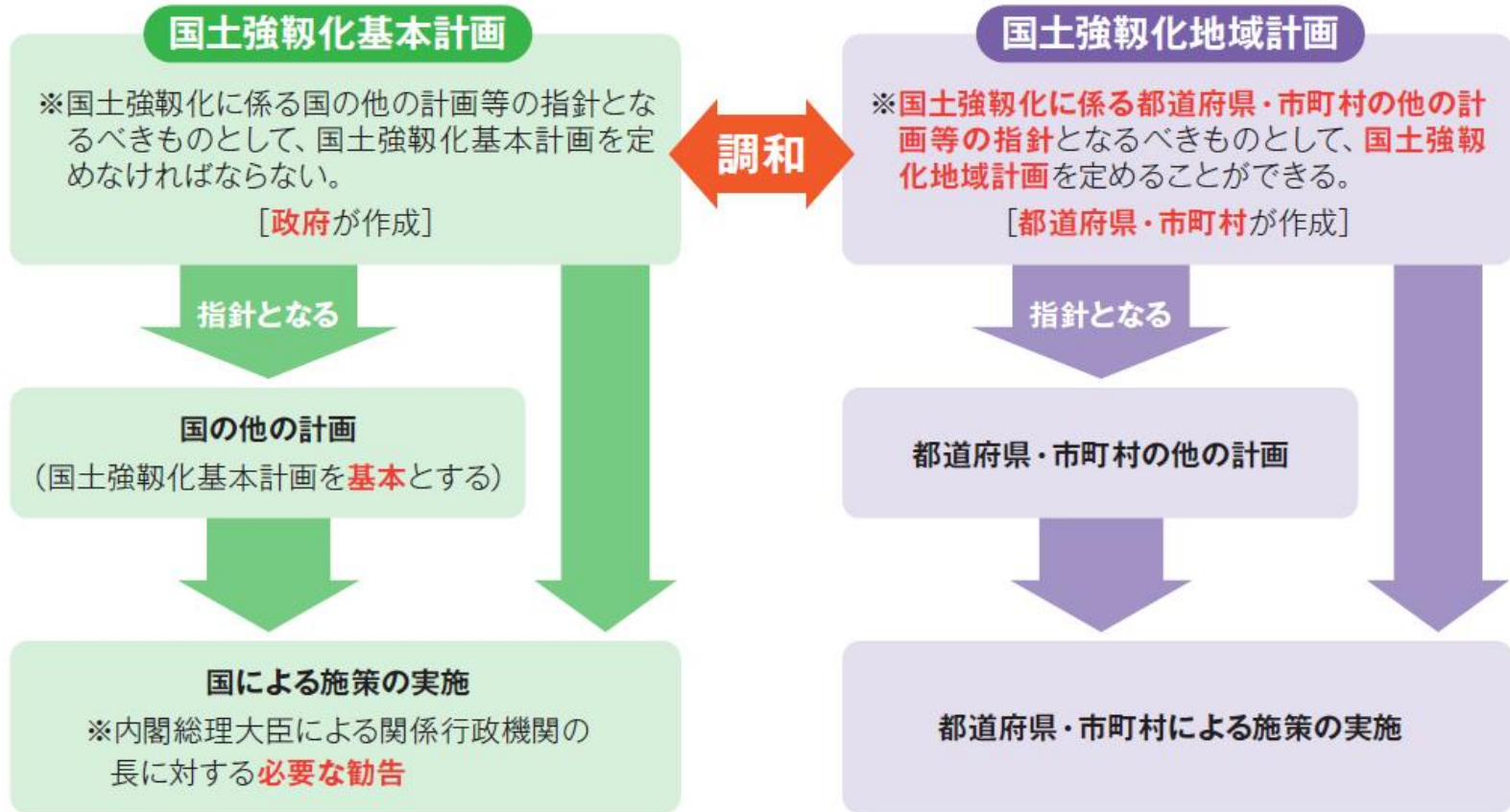
袋井市国土強靱化地域計画について（概要版）

～より強く、よりしなやかな、防災都市“ふくろい”づくり計画～

策定の趣旨

- ・ 「国土強靱化地域計画」とは、次世代を担う若者達が、将来に明るい希望を持てる国土を創造するための地方公共団体による計画である。
- ・ 計画は「起きてはならない最悪の事態」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を定めるものであり、地震・洪水等の大規模災害発生時の応急対応をより少なくでき、円滑な**復旧・復興**対応を行うための必須の計画である。**市民・地域・企業・市民活動団体等**との「協働」とともに、市民の**生命・身体・財産**を守るための国や県の支援策を最大限に活用し、国土強靱化に関する市の施策の**総合的かつ計画的な推進**を図るため策定する。

策定の体系図



出典：「国土強靱化とは？（抜粋）」（内閣官房国土強靱化推進室）

国土強靱化を実現するため、市は分野ごとに定めた個別の計画を実行していくものである。国は、市町村が策定する国土強靱化地域計画に基づく取り組みに対して、関係府省庁による支援を行うとし、交付金や補助金の交付の判断に一定程度の配慮をすることとしている。

計画の構成

第1章 基本的な考え方

- 1 国土強靱化地域計画策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画期間
- 5 対象とする災害
- 6 計画の位置づけ
- 7 袋井市の概況
- 8 袋井市のこれまでの経緯
- 9 袋井市の国土強靱化に向けたこれまでの主な取組
- 10 国土強靱化に向けたその他の取組

第2章 脆弱性評価

- 1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」
- 2 プログラムの重点化

第3章 国土強靱化の推進方針

- 1 分野ごとの推進方針

第4章 計画の推進

- 1 計画の見直し
- 2 具体の取組の推進

1 基本的な考え方（第1章）

(1) 国土強靱化地域計画策定の趣旨

市民の生命・身体・財産を守るための国や県の支援策を最大限に活用し、国土強靱化に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定する。

(2) 基本理念

「より強く、よりしなやかな、防災都市“ふくろい”づくり計画」

(3) 基本目標

いかなる災害が発生しようとも、

ア 人命の保護が最大限図られる

イ 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

ウ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

エ 迅速な復旧復興

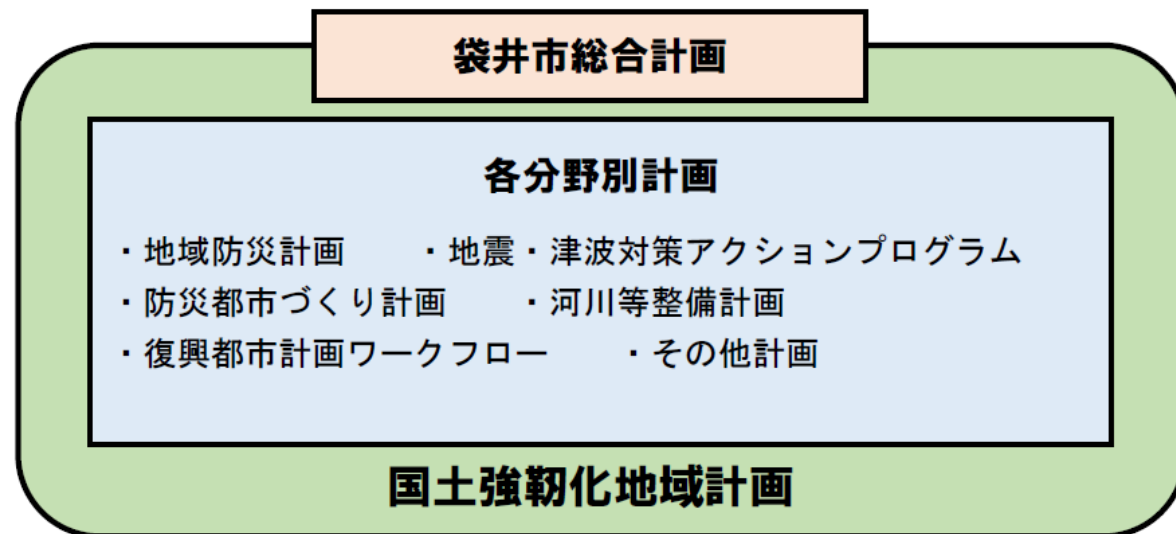
(4) 計画期間 令和3年4月～令和8年3月

(5) 計画の位置づけ

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定める。

(国土強靱化地域計画)

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。



(6) 対象災害

南海トラフ巨大地震や局地豪雨による河川洪水など、全ての大規模な自然災害

(7) 袋井市の概況

本市の位置、面積、地形、気象概況等を記載

(8) 袋井市のこれまでの経緯

本市におけるこれまでの地震対策や治水対策について記載

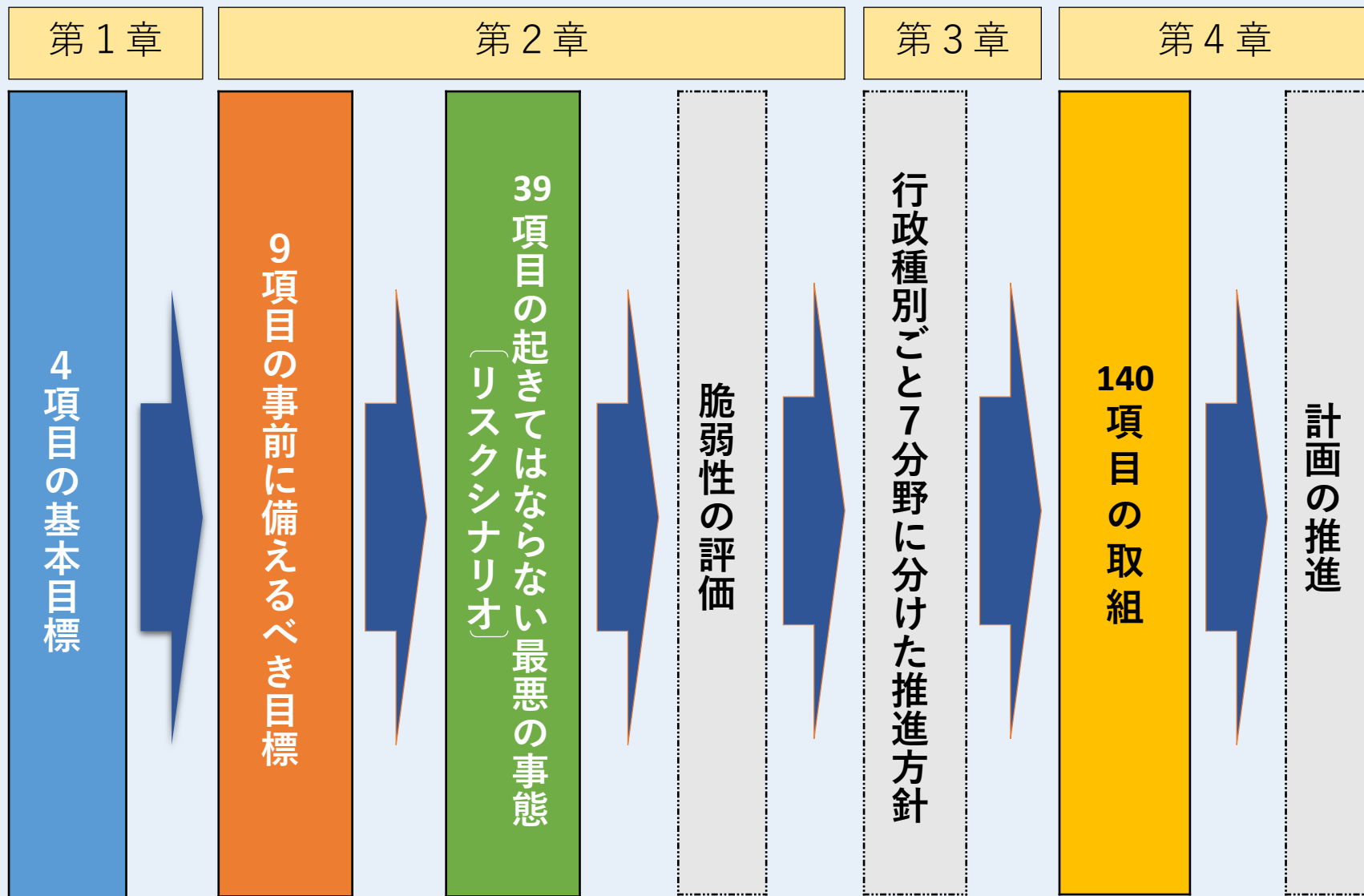
(9) 袋井市の国土強靱化に向けたこれまでの主な取組

津波避難施設整備や建築物の耐震化、治水対策事業、地域防災力の強化、袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013などの主な取組を記載

(10) 国土強靱化に向けたその他の取組

”ふじのくに”のフロンティアを拓く取組、袋井市防災都市づくり計画復興都市計画ワークフロー（袋井市震災復興都市計画行動計画）、袋井市第2期輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略について記載

国土強靱化地域計画の施策体系



国土強靱化地域計画の施策体系（詳細版）

第1章

4 項目の基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

第2章

9 項目の事前に備えるべき目標

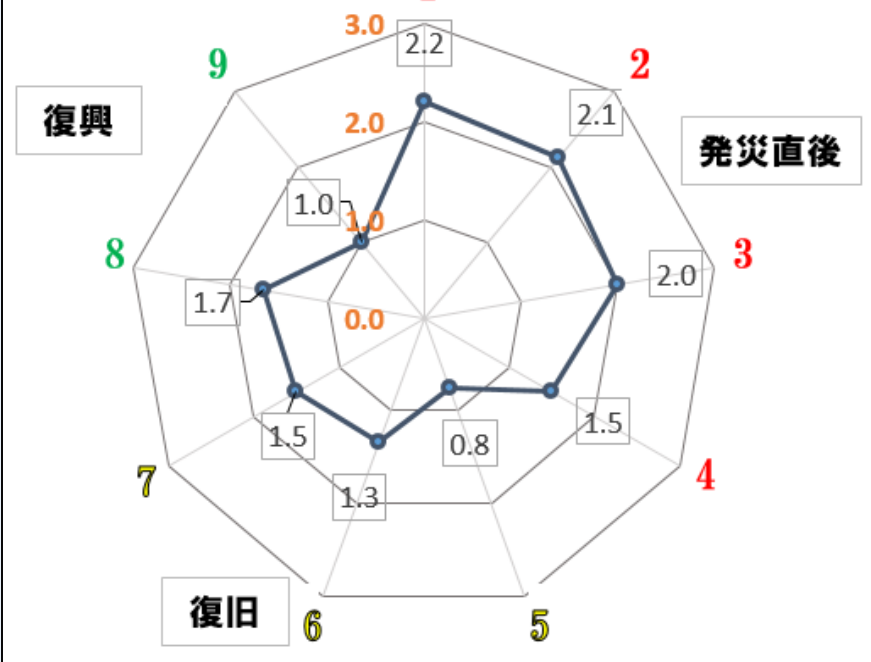
- | | |
|---|------|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 発災直後 |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる | |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | |
| 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | |
| 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない | 復旧 |
| 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | |
| 7 二次災害を発生させない | 復興 |
| 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる基盤を整備する | |
| 9 防災・減災と地域成長を両立させた進化する地域づくり | |

39項目の起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)

1-1【重】地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
1-2【重】広域にわたる大規模津波等による死者の発生	2-7【重】避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態	6-2【重】上水道等の長期間にわたる供給停止	7-6 原子力発電所の事故による放射性物質の放出
1-3【重】異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水(内水氾濫、外水氾濫)	2-8【重】緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
1-4【重】大規模な土砂災害による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	3-1【重】市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
1-5【重】情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化	8-3【重】地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
2-1【重】被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	6-6 被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
2-2【重】警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞	7-1 市街地での大規模火災の発生	8-5【重】広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び軟弱地盤による液状化によって復旧・復興が大幅に遅れる事態
2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	8-6 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足	5-3 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	9-1【重】企業・住民の流出等による地域活力の低下
2-5【重】医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺	5-4 食料等の安定供給の停滞	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	【重】：15の重点化すべきプログラム

評価点	9項目の事前に備えるべき目標に対する脆弱性の評価	
2.2	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	発災直後
2.1	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
2.0	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
1.5	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	
0.8	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	復旧
1.3	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
1.5	7 二次災害を発生させない	
1.7	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる基盤を整備する	復興
1.0	9 防災・減災と地域成長を両立させた進化する地域づくり	

【グラフ】



【評価結果】

本市においては、これまで建築物の耐震化や命山の整備など、人命被害ゼロを目指して早期な対応を行ってきたため、発災直後の対策については、おおむねできており、引き続き人命被害ゼロを目指して、より強く取り組んでいく。

復旧復興対策については、全体的に評価が低い結果となっているため、ライフラインの整備や経済活動の早期復旧に加え、まちの復興に向けて、力を入れて推進していく必要がある。

今後、全ての項目において、平均点が2点を上回るように推進していく。

十分できている: 3点 できている: 2点 ある程度できている: 1点 できていない: 0点

行政種別ごと 7分野に分けた推進方針

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するため、**推進方針**を以下の7分野に設定

- (1) 行財政・協働
- (2) 健康・保健・医療・福祉
- (3) 環境・生活
- (4) 防災危機管理
- (5) 産業経済
- (6) 都市基盤等
- (7) 教育・文化

（概要P14～P20）

140項目の取組

推進方針により、国土強靱化に資する施策に取り組むため、**140項目の取組**を設定

<主な取組指標>

- ・袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013
- ・第2期輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画の推進

概要
P21

2 脆弱性評価（第2章）

- (1) 目標達成のため、9の「事前に備えるべき目標」と39の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定

リスクシナリオについて、脆弱性の評価、課題を検討し、評価結果をまとめた。

（別紙1 プログラムごとの脆弱性評価結果）

- (2) プログラムの重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるため、市の役割や影響、緊急度の観点から、**15の重点化すべきプログラム**を選定した。

3 国土強靱化の推進方針（第3章）

「脆弱性評価と重要課題」から、**リスクシナリオを回避する施策を7分野に設定し、推進方針を定めた。**

(1) 行財政・協働（6項目）

ア 業務継続に必要な体制整備

市の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備するとともに、物資の備蓄や各種データのバックアップ体制の確保等の対策を推進する。

イ 地域の防災力、消防力の確保

自主防災隊ごとに防災資機材を整備して、自主防災隊による共助の取り組み、防災活動を実施する。また、消防団員の確保により消防団活動の充実を図る。

ウ 市民との協働

当市では「市民とのパートナーシップ」に力を入れており、公民館のコミュニティセンター化を行った。行政と市民との協働により、「まちづくり協議会防災部会」による防災活動をはじめ、豊かなまちづくりを推進している。

ほか3項目

(2) 健康・保健・医療・福祉（8項目）

ア 医療救護体制の整備、救急施設の機能強化

市医療救護計画に基づき医療救護体制を確立し、医師会等の関係団体と連携して、医療救護活動を実施するため、救護所従事者研修会兼地域医療救護研修会の開催や救護所資機材の更新等を行い、体制の整備や強化を図る。

平成27年8月に救命救急センターに指定された中東遠総合医療センターを中心とした救命・救急施設の機能、連携強化を引き続き推進する。

イ 感染症対策

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。

新型コロナウイルス感染症対策について、「新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画」を策定し感染症が発症した場合は必要な対策を講ずる。

新型コロナウイルス感染症対策として、必要な資機材を計画的に備蓄していく。

ウ 要配慮者への支援体制整備

災害時における高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を有する者（要配慮者）を避難させる目的において、避難生活を支援するため、「災害時避難行動要支援者計画（個別計画）」を引き続き策定するとともに、必要な資機材の配備を推進するとともに、専門職等の確保に努める。

(3) 環境・生活 (15項目)

ア ”ふじのくに”フロンティアを拓く取組の推進、安全・安心で魅力ある地域づくり

東日本大震災以降、津波の危険性が高い沿岸・都市部から内陸・高台部へ移転する企業や住民の動きが見られる中、市外へ移転し、地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う。

イ 住宅・建築物の耐震化

住宅・建築物の耐震化は、倒壊による被害の軽減に加え、津波からの早期避難を可能とするなど、市民の生命を守るとともに、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果がある。このため、専門家による無料の耐震診断、耐震補強等への助成や周知・啓発活動等を行うプロジェクト「TOUKAI-0」により、住宅・建築物の耐震化を促進する。

ウ 上・下水道の基幹施設の耐震化

上水道供給の長期停止を防ぐため、水源（浄水場）や配水池、基幹管路などの地震対策を推進する。

地震における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水処理施設や基幹管路の耐震化を行うとともに、予防保全的な観点を踏まえて、施設の適切な維持管理を行う。

ほか12項目

(4) 防災危機管理 (25項目)

ア 災害関連情報の伝達手段の多様化

住民への情報伝達手段として、これまでの同報無線、地域防災無線、に加え、各自主防災隊の無線機整備、災害情報共有システム（Lアラート）やエリアメール・緊急速報メール、情報配信サービス（メローねっと）など、多様化を促進するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システムの検証と住民への周知を促進する。

イ 家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の家庭内対策

家具固定やガラスの飛散防止など、家庭内対策の促進を図る。

ウ 防災人材の育成・活用

市防災リーダー養成事業や子ども防災士事業を推進するとともに、県と連携した事業として、「ふじのくに防災フェロー、防災士、ジュニア防災士」など、「ふじのくに防災に関する知事認証制度」により、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることのできる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手などの育成・活用を推進していく。

ほか22項目

(5) 産業経済（6項目）

ア 事業所の防災対策、事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度により対策を県と連携し、促進する。

また、事業所における事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発や、BCP策定を指導する人材の養成を県と連携して推進する。

イ 農作物の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内農産物の販売促進など積極的な風評被害対策を講じるため、平時から関係機関等との連携構築等を行う。

ほか4項目

(6) 都市基盤等 (20項目)

ア 緊急輸送路等の整備・耐震対策

基幹的交通インフラに接続し、いざという時には代替機能を有する国道1号バイパスや国道150号、森町袋井インター通り線などの主要幹線道路や、県道袋井春野線や県道袋井大須賀線、市道掛之上祢宜弥線などの幹線道路の防災機能強化と整備の推進は、緊急輸送活動の多重化、代替性を確保するため、必要不可欠なものである。

さらに、市道を含む補助幹線道路等は、これら基幹的交通インフラや主要幹線道路等を補完するとともに、緊急輸送路として避難や救急・救命活動、支援物資の輸送等にとって重要な役割を果たすことから、道路整備や防災機能の強化、橋梁の耐震化等を推進する必要がある。

イ 土砂災害防止施設の整備

従来からの土砂災害防止施設の整備は、同時多発的に発生する土砂災害に対しても有効であることから、推進していく。

ウ 河川の治水機能の保全

二級河川太田川水系をはじめとする市内全ての河川において、河川の治水機能を保全するため、堆積土砂の浚渫や支障木の伐採等の維持管理を実施する必要がある。

ほか17項目

(7) 教育・文化（6項目）

ア 学校における防災教育の推進

発達段階における防災教育の目標を示した「静岡県防災教育基本方針」（平成25年2月改訂）に基づき、いつでもどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

イ 外国人に対する危機管理対策

市内には多くの外国人が居住しているが、言語の違い等により、防災知識や情報の理解が困難な場合がある。このため、防災に関する情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信、災害時通訳ボランティアの活用等により、災害時のコミュニケーション支援を図る。

ウ 男女共同参画の視点からの防災対策

男女共同参画の視点からの防災対策について、女性の自主防災隊への参画及び関係機関・団体等のネットワーク拡大を図る。

ほか3項目

4 計画の推進（第4章）

「国土強靱化プログラム推進のための主要な取組」として、「脆弱性評価」を基に「袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013」や「第2期輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略」等で実施する項目に、新たに本計画の推進に必要な取り組みを追加し、**140項目として推進計画をまとめた。**

（別紙2 国土強靱化プログラム推進のための取組）

(1) 計画の見直し

本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、「袋井市総合計画」と整合をとるため、**5年ごとに計画内容の見直し**を行うこととする。

(2) 具体の取組の推進

「国土強靱化プログラム推進のための主要な取組」の項目について、**毎年調査を実施して、評価等を行い、必要に応じ取り組みの手法や目標等**の見直しを行う。